

社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に別表4のとおり報酬を支給する。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表4の定めによるものとする。ただし、所定労働時間外の場合にのみ支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは職員給与規程第4条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後1カ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成13年9月8日から施行する。

この規程は、平成15年9月20日から施行する。

この規程は、平成21年10月3日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年5月26日から施行する。

この規程は、平成25年9月7日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

<別表 1 >

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円 (週平均 30 時間以上勤務の常勤の場合) 日額 15,000円

<別表 2 >

役職名	報酬の額
理事長	6月に支給する額 ・報酬月額 of 150 / 100 12月に支給する額 ・報酬月額 of 200 / 100

<別表 3 >

役職名	報酬の額
理事長	在籍期間(月数)に 8,000円 を乗じた額

<別表 4 >

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人業務のための出勤	8,000円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人業務のための出勤	8,000円

(3) 監事

	日額
理事会等への出席	8,000円
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	8,000円